

2013 年秋闘・統一要求(案)【愛知県医労連】

< 1 > 賃上げ要求

① どの組合も一律 3 万円以上の賃上げを要求します。看護師パートは時間給 1,500 円以上を要求し、誰でも時間給 1,200 円以上となるよう時間あたり 200 円以上の賃上げを要求します。

② 一時金要求は、年間支給 5 ヶ月以上をめざし、どの加盟組合も最低、これまで要求してきた 4.5 ヶ月以上を要求とします。

参考-1 2012 年度一時金結果。愛知県医労連加盟・自主決着組合 (12 組合支部平均年 4.42 ヶ月 (12 年 12/17 現在)。最高は健保中京 6.5 ヶ月、刈谷豊田 5.44 ヶ月。

③ 年齢別ポイント賃金要求 (年間一時金、年収の最低確保額)

看護師	基本給	手当含む月額	年収
初任給	240,000 円以上	300,000 円	5,000,000 円以上
35 歳	350,000 円以上	410,000 円	6,000,000 円以上
50 歳	450,000 円以上	520,000 円	8,000,000 円以上

介護福祉士	基本給	年収
初任給	200,000 円	3,500,000 円以上
35 歳	340,000 円以上	5,500,000 円以上
50 歳	440,000 円以上	7,500,000 円以上

高卒者	基本給	年収
初任給	180,000 円以上	3,500,000 円以上
35 歳	330,000 円以上	5,500,000 円以上
50 歳	430,000 円以上	7,500,000 円以上

④ 最低賃金要求

	時給	日額	月額
看護師	1,500 円以上	12,000 円以上	240,000 円以上
誰でも	1,200 円以上	9,600 円以上	180,000 円以上
ヘルパー	1,200 円以上	9,600 円以上	180,000 円以上

⑤ 企業内最低賃金の引き上げと、協定締結を要求

参考-2 看護師求人では、7 対 1 看護基準取得をめざし各医療機関がホームページ等で募集を強めています。初任給の社会的な相場は急速に引き上がってきており、月額手当を含め 22 万ないし 24 万円が相当数見られ、パート看護師も時給 1500 円 (月/160 時間、24 万円) を超える医療機関も出ています。一時金は一般に医療機関、介護施設でも人事院勧告レベルをひとつの社会的な水準としています。従って要求は少なくとも人勸を最低要求とし各組合で賃金体系が異なる現状を踏まえ、月額賃金、年間一時金を加えた年収比較によって、各加盟組合間での到達闘争を行い社会的な相場形成をめざします。

参考-3 医療での基幹職種は看護師ですが、福祉介護分野では介護福祉士です。

加盟組合では公的医療機関や民医連等の民間中小病院が介護事業に大きくシフトしている関係で看護師と並んだ介護福祉士のポイント賃金要求額が設定されました。看護師のポイント賃金実態と比べ要求金額には大きな要求格差が生じてしまっていますが、現状では、医療と介護の報酬差が激しいことから、初任給で 4 万円以上の差が厳然とあること。また、看護師は歴史的な闘争を経て社会的な水準を引き上げてきた経過があるため、まずは本格的な介護分野での産別統一闘争の積み重ねで、現状のアップに力を注ぎたいと考えます。

参考-4 愛知県内の最低賃金（時給）を、2013年10月1日に780円となり昨年より22円の引き上げです。最低賃金の引き上げは10年連続で、合計99円引き上がっており、社会的な最低賃金の底上げは続いています。私たち医療や介護の職場では、最低賃金に連動した企業内最低賃金（時給）の引き上げが求められています。

今回の22円アップは、常勤換算で月額3520円の賃上げとなり、パートの時間給アップとともに、最低賃金の引き上げを図ります。

<2> パートの労働条件整備

「労働契約法」が2013年4月1日より改正となり、不合理な労働条件の禁止などが盛り込まれ、改善に生かされます。

均等待遇実現のため、パートにも定期昇給、一時金、慶弔休暇の取得、退職金の各制度を実現させ、健診やインフルエンザワクチンなど、福利厚生等の諸制度も常勤と同様に保障させることを要求します。

<3> 看護師等がゆとりをもって働き、辞めずに働き続けられる条件づくりの要求

① 安全・安心の職場を作るため、大幅増員を要求します。可能な組合では7対1看護基準（旧 患者1.4人に対し看護師1人）へのランクアップを掲げ、各医療機関のベッド数に合わせて増員数を具体的に要求します。

② 年間休日日数の改善でゆとりある職場づくりをめざします。ゆとりをもって働くための条件として完全週休2日制を要求し、年間休日日数は125日以上（特別休暇含む）とし年休は最低10日以上取得できるように要求します。

参考-5 厚生労働省は看護職員年間労働日数を225日（ $225 \times 8 = 1800$ 時間）で計算しており、使用者も目安として基準とすべきです。

③ 夜勤回数を制限させ、人間らしい働き方に改善を図ります。夜勤は月6日以内をめざし、当面、看護師等人材確保法・基本指針に明記されている月8日以内に制限するよう要求します。3交替による3人以上・月6日以内（当面8日）夜勤協定の締結・改善を要求します。

④ 厚労省「5局長通知」「6局長通知」の促進と「労働時間管理者」の明確化、ILO看護職員条約に基づき夜勤・交替制労働者について「一日の労働時間8時間以内、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とする」よう要求します。

⑤ 労基法違反の一掃。不払い時間外労働の一掃。長時間労働の規制。違法な宿日直の改善。母性保護の徹底。

⑥ 新人の定着等の対策として夜勤入りの延期や新人の卒後研修制度の充実改善、又看護師の負担軽減のため夜勤入り時には、残業を禁止し身体を休められるようにすること。同時に、夜勤明けの看護師にもナース会議や委員会出席をやめさせること等の業務軽減を図るよう要求します。

＜4＞ 新「腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防の整備

① 新「腰痛予防対策指針」学習会の開催。指針に基づく腰痛予防対策、人員確保や機器の整備を要求します。

参考-5 厚生労働省は今年6月に「職場における腰痛予防対策指針」の改定を19年ぶりに行いました。腰痛予防患者数が急激に増加している社会福祉施設や医療機関、訪問介護・看護などに指針の適用安易を拡大し、原則として人の抱き上げを人力で行わないよう求めるとともに、医療機関にも新たな対策を求めています。

＜5＞ 福利厚生改善を要求します

① 医師や看護師等の離職防止のため、院内保育所の設置や改善（延長保育、24時間保育等充実、看護師以外の全職員への利用拡大、保育料への補助手当の支給等）を要求します。

② 独身寮の改善等の福祉厚生の充実、奨学金のアップ等、の改善を要求します。

以 上